



『衆議院議員総選挙』最高裁判所 裁判官国民審査』のお知らせ

投票日

令和3年10月31日

(日曜日)

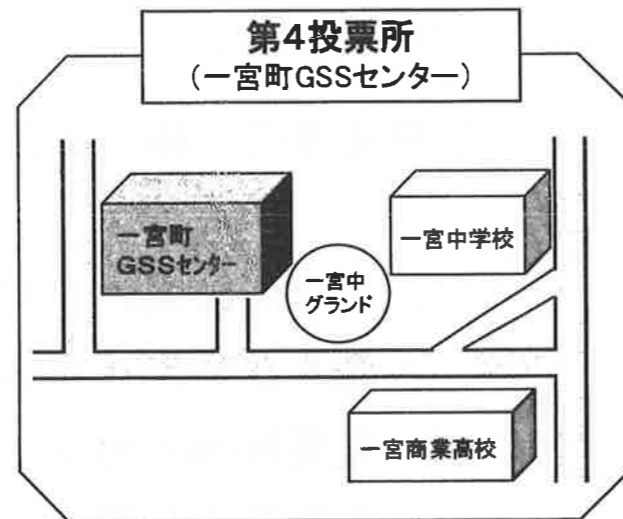
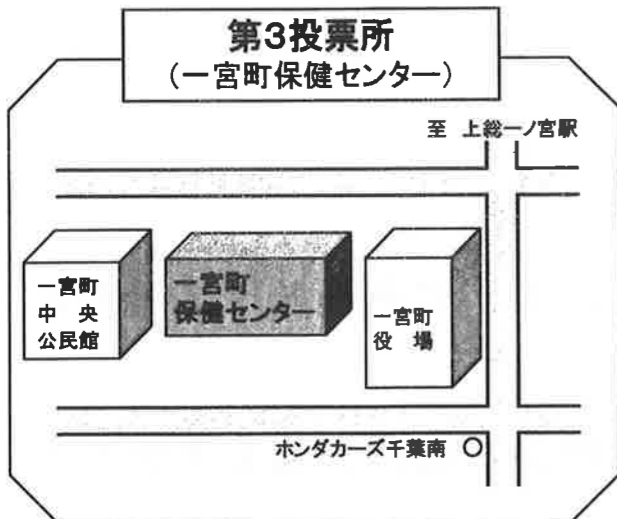
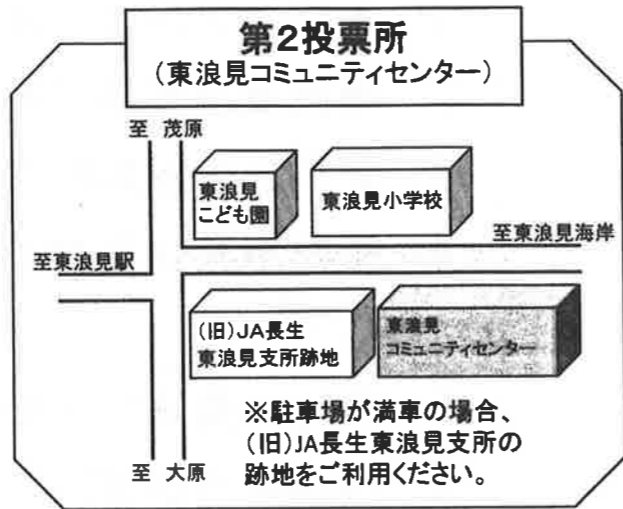
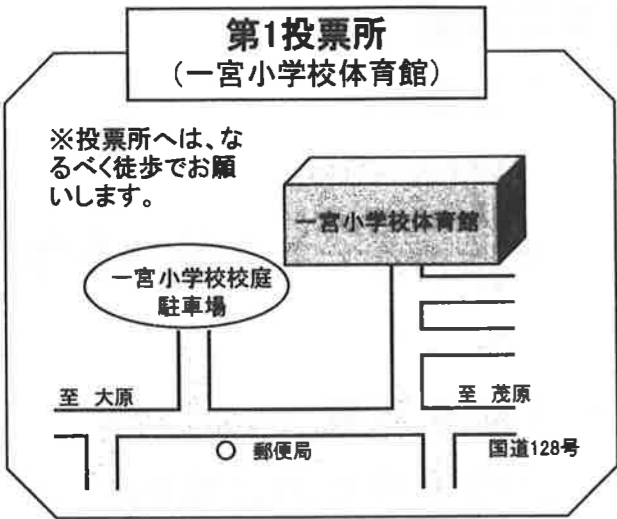
午前7時から
午後8時まで

投票できる人

- ① 日本国民であること。
- ② 平成15年11月1日以前に生まれ、令和3年7月18日以前に一宮町に転入届を出されてから、引き続き3ヶ月以上住所を有する方。
- ③ 公職選挙法に規定する欠格要件に該当しない方。



投票日当日の投票所は次のとおりです。



棄権せず必ず投票しましょう。 「一票で日本の未来に意思表示」

投票所

第1投票所

一宮小学校体育館
1区・2区・3区・4区・5区
6区・7区・8区・9区及び
宮原にお住まいの方。

第2投票所

東浪見コミュニティセンター
網田・約・枇杷畑・権現前・大
新熊・岩切・矢畑・稲荷塚・原・大
新浜地区にお住まいの方。

第3投票所

一宮町保健センター
11区・13区・14区・15区
16区・17区及び
船頭給・宮新地・新浜地区
及びお住まいの方。

第4投票所

一宮町GSSセンター
8区・9区・10区及び
9区・10区にお住まいの方。

期日前投票 及び不在者投票

投票日当日、仕事やレジャー等で投票に行けない方は、期日前投票又は、不在者投票がご利用できます。

令和3年10月20日(水)から
10月30日(土)まで

(2) 午前8時30分から
午後8時まで

(3) 場所
一宮町中央公民館 大会議室

※投票所入場券は10月19日以降に発送しますのでお手元に届いていない場合は、受付にお伝えください。

※新にこのサービスの利用は希望日の前日午後3時までに予約センターにお申込みください。運行日は月・金曜日(祝日を除く)の午前8時45分から午後4時30分までです。利用には登録が必要です。登録されていない方は福祉健康課に申請してください。

選挙の投票には、次のような制度がありますので、ご利用ください。

① 指定病院などで行う不在者投票

都道府県選挙管理委員会が指定した病院や老人ホームなどに入院入所されている方が、その施設の「不在者投票管理者」のもとで投票することができるとの制度です。

② 郵便による不在者投票制度

身体に重度の障害がある人及び介護保険法上の要介護5の人が、郵便により自宅で投票することができるとの制度です。

対象者	条件
① 障害者手帳をお持ちの方	○ 両下肢、体幹または移動機能障害が1級か2級の方。 ○ 心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸または小腸の障害が1級か3級の方。 ○ 免疫の障害が1級から3級の方。
② 戦傷病者手帳をお持ちの方	○ 両下肢または体幹の障害が特別項症から第2項症の方。 ○ 内臓の障害にあつては、特別項症から第3項症の方。
③ 介護保険被保険者証をお持ちの方	○ 被保険者証の要介護状態区分が要介護5の方。

○ この制度を利用するには、町の選挙管理委員会に対し、郵便投票証明書の交付を申請し、その交付を受けなければなりません。

○ 証明書の有効期間は次のとおりです。

第1表の①②に該当する方
③に該当する方
交付の日から7年間
認定の有効期間の末日

② 郵便による不在者投票における代理記載制度

第1表の①②の条件に加え、第2表に掲げる条件にも該当する場合には、この制度が利用できます。

対象者	条件
① 障害者手帳をお持ちの方	○ 上肢または視覚の障害が1級の方。
② 戦傷病者手帳をお持ちの方	○ 上肢または視覚の障害が特別項症から第2項症までの方。

※①及び②の制度は、全て郵便で処理するため、選挙開票の申請では間に合わない場合があります。年間を通じていつでも申請できますので、お気軽にお問い合わせください。

③ 滞在先での不在者投票

仕事、通学、旅行などで他の市町村に滞在中で投票日まで、一宮町に帰れない方でも最寄りの選挙管理委員会での不在者投票ができます。

この場合、郵送に日数がかかり、お早めにお問合わせください。

白ばら

一宮町選挙管理委員会
一宮町明るい選挙推進協議会

事務局：一宮町役場総務課
電話：42-2112

衆議院議員総選挙・最高裁判所裁判官国民審査 新型コロナウイルス感染症対策について

衆議院議員総選挙は令和3年10月31日（日）に
執行予定です。

皆様に安心して投票いただけるよう予防対策を
実施したうえで予定どおりを選挙を執行します。

①投票所について

期日前投票所

（期間：10月20日（水）～10月30日（土））

一宮町中央公民館

10月31日（日）の投票所

第1投票所	一宮小学校体育館
第2投票所	東浪見コミュニティセンター
第3投票所	一宮町保健センター
第4投票所	一宮町GSSセンター

②投票所の感染症予防対策について

- (1) 入口にアルコール消毒液の設置
- (2) 換気及び事務従事者のマスク着用
- (3) 記載台の定期的な消毒
- (4) 筆記用具は受付で配布、また持参した鉛筆の使用も可
- (5) 受付に飛沫防止のアクリル板を設置
- (6) 投票所内が混雑しないための受付でのご案内
- (7) 風船、ティッシュの配布中止

③有権者の皆様へのお願い

- (1) 投票所の混雑を避けるため、できるだけ期日前投票をご利用ください。
- (2) 投票所内でのマスク着用のご協力、咳エチケットの実践をお願いします。
- (3) 投票後の手洗い、消毒、うがい等をお願いします。

有権者の皆様にはご不便をおかけしますが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、ご理解ご協力をお願いします。

【問合せ先】一宮町選挙管理委員会

TEL 42-2112